

(1) 「四国地震防災基本戦略」の改訂の内容

四国地震防災基本戦略 ～来るべき巨大地震に備えて～

第3回改訂版

平成30年 6月20日
四国南海トラフ地震対策戦略会議

3. 6	巨大災害を想定した訓練の実施	31
3. 7	被災者の支援対策	32
4.	地域全体の復興を円滑に進めるために	32
4. 1	被災者の生活再建対策	32
4. 2	復興に向けた地域づくり	33
4. 3	地域経済の再生支援	33
IV	基本戦略の推進に向けて	
1.	実施すべき個別項目を、着実に推進するための実施体制	34
	基本戦略の見直し等	34
2.	基本戦略のフォローアップ	34
別紙	実施すべき個別項目	35
別添	基本戦略の推進に向けて（基本的な考え方）	40
	実施すべき個別項目（実施機関対応表）	42
	四国南海トラフ地震対策戦略会議 運営要領	48
参考	基本戦略の推進に向けて（基本的な考え方）	
	実施すべき個別項目	
	四国南海トラフ地震対策戦略会議 運営要領	

【経緯】

1. 平成23年12月 2日 策定
2. 平成26年 3月28日 第1回改定
3. 平成29年 6月 1日 第2回改定
4. 平成30年 6月20日 第3回改定

現行（平成29年6月1日）

IV 基本戦略の推進に向けて（P 34）

基本戦略を着実に進めるには、四国全体の関係機関、団体、地域住民が基本戦略について共通の認識を持ち、情報共有し、各機関や地域社会が一体となって組織的に取り組むことが重要である。また、「南海トラフ地震対策特別措置法（平成25年11月）」、「国土強靱化基本法（平成25年12月）」が成立したことで、ますます防災・減災対策が加速するものと想定され、各機関は有機的な連携のもと、各種施策、取組を着実に実施することにより、四国における総合的な防災力の強化を図る。

なお、実効性のある基本戦略にするために、取組状況等のフォローアップを実施する。

分類方法の変更

1. 実施すべき個別項目を着実に推進するための実施体制

基本戦略に基づき、役割分担も含め整理した「実施すべき個別項目」を、下記のとおり分類する。

- (1) 関係機関が一体となり、既存会議等を活用するなどし、重点的かつ広域的な取組を実施することが必要な項目
- (2) 各機関が独自に取り組む、または、各機関で情報共有や調整を図ることで、効率的・効果的に取組を実施する項目

また、実施すべき個別項目を確実に推進し、各個別項目の連携を図ることで効率的・効果的な取組を実現するため、時系列を基本に目的や項目別のプロジェクトに分類した上でプロジェクトリーダー等の設定を行い、各個別項目毎のリーダーについてもあわせて設定する。

各機関が連携した取り組み体制の強化（リーダー、サブリーダーの削除）

(1) プロジェクトにおけるリーダー等の設置

プロジェクト毎に「プロジェクトリーダー」及び「サブリーダー」を設け、プロジェクトとしての取組の推進と連携を図る。プロジェクトリーダーは、各個別項目リーダーの調整状況等を尊重しつつ、プロジェクトとして一体的推進を図るためのとりまとめ等を実施する。

サブリーダーは、プロジェクトの中でも関連の深い各個別項目を分担して担当するなど、プロジェクトリーダーを補佐する。

また、各プロジェクトの連携を図ることにより、基本戦略のより一層の推進を図る。

(2) 個別項目におけるリーダーの設置

それぞれの実施すべき個別項目ごとに「個別項目リーダー」を設け、個別項目の推進を図る。

なお、プロジェクト、実施すべき個別項目の分類並びに、プロジェクトのリーダー等については、別添として巻末に示している。

2. フォローアップ

本基本戦略は、法改正や中央防災会議等の提言等にあわせて必要な見直しを行うこととする。また、各プロジェクトや実施すべき個別項目の取組状況等は適宜公表等を実施する。

改訂案（平成30年6月20日）

IV 基本戦略の推進に向けて（P 34）

基本戦略を着実に進めるには、四国全体の関係機関、団体、地域住民が基本戦略について共通の認識を持ち、情報共有し、各機関や地域社会が一体となって組織的に取り組むことが重要である。また、「南海トラフ地震対策特別措置法（平成25年11月）」、「国土強靱化基本法（平成25年12月）」が成立したことで、ますます防災・減災対策が加速するものと想定され、各機関は有機的な連携のもと、各種施策、取組を着実に実施することにより、四国における総合的な防災力の強化を図る。

なお、実効性のある基本戦略にするために、取組状況等のフォローアップを実施する。

1. 基本戦略の見直し等

本基本戦略は、法改正や中央防災会議等の提言等にあわせて必要な見直しを行うこととする。~~また、各プロジェクトや実施すべき個別項目の取組状況等は適宜公表等を実施する。~~

2. 基本戦略のフォローアップ

基本戦略に基づき、『連携強化のために一体的に取り組む』、『達成水準を設定して達成水準を評価する』、『他機関の好事例を参考に追従していく』ことにより着実に推進するため、下記のとおり分類する。

タイプⅠ：計画の影響が広範となり多くの主体者が関係する応急対応（各種啓開・物資輸送・燃料調達等）に関する項目

タイプⅡ：数値的な目標が明確な施設等の耐震化等、単一的な取り組みで達成水準管理が行える項目

タイプⅢ：各機関が共通で使用できる地図、情報図の整備等の単一的な取り組みにより進捗が図られ、その達成水準の管理が行えないが、取り組みの好事例となっている項目

『四国南海トラフ地震対策戦略会議』において、上記タイプⅠ～Ⅲに分類された項目に対して、アンケート調査、情報提供依頼により各機関の取り組み状況を取りまとめ、各構成員の認識・共有により、基本戦略の推進を図る。

また、会議資料は、適宜公表等を実施する。

四国地震防災基本戦略 第3回改訂について

現行（平成29年6月1日）

別添 基本戦略の推進に向けて（基本的な考え方）（P40）

【基本方針】

- 被害を最小限にするには、特に初動対応、応急対策などの事前準備を重点的に取り組む必要があることから、下記のとおり分類して実施するものとする。
- (1) 関係機関が一体となり、既存会議等を活用するなど重点的かつ広域的に取組を実施する項目
- (2) 各機関が独自、あるいは各機関で情報共有や調整を図りながら、効率的・効果的に取組を実施する項目
- 基本戦略の目的や項目別に、A～Jの10個のプロジェクトを設置
- 実施すべき個別項目の分類については、別紙資料のとおり

なお、詳細な実施内容の検討段階で構成員の変更等が必要となった場合においては、基本方針並びに実施機関対応表を適宜、見直し・調整を行いながら進めるものとする。

	プロジェクトチーム	プロジェクト名	リーダー ※事務局（総括）	サブリーダー		構成員	実施すべき個別項目		
							(1) 関係機関が一体となっ て、重点的かつ広域的な取組 が必要なもの	(2) 各機関が独自又は調整し ながら取組を進め、進捗状 況の把握を行うもの	(1) + (2)
発災前	A	被害想定の見直し	四国地方整備局	各県	四国市長会	別紙のとおり	3	1	4
	B	被害の最小化（ハード系）	四国地方整備局	中国四国農政局	各県		35		35
	C	被害の最小化（ソフト系）	四国地方整備局	高松地方気象台	各県		12	42	54
発災直後 （初動対応・ 応急対策）	D	広域防災拠点・広域防災体制等	四国地方整備局	四国管区警察局	四国厚生支局		12	8	20
	E	被害状況把握・復旧オペレーション計画等	四国地方整備局	海上保安庁	四国管区警察局		18	12	30
	F	救援・救護、救出活動体制の確立等	四国厚生支局	四国管区警察局	四国地方整備局		15	10	25
				四国運輸局	各県				
	(E)	(長期浸水処理及び災害廃棄物対策)	四国地方整備局	中国四国地方 環境事務所	各県		4		4
	(C)	(巨大災害を想定した訓練)	四国地方整備局	四国管区警察局	各県		5	6	11
発災後	G	被災者の支援	四国厚生支局	四国財務局	各県		1	17	18
発災後（復興）	H	生活再建	四国財務局	各県	四国市長会		3	3	
	I	地域づくり	四国地方整備局	各県	四国市長会		2	2	
	J	地域経済再生	四国経済産業局	四国運輸局	各県		2	2	
※網掛け：重点的・広域的に進めるPT（実施項目は別紙）							70	138	208

各機関が連携した取り組み体制の強化
(リーダー、サブリーダーの削除)

個別項目の分類方法の変更

改訂案（平成30年6月20日）

別添参考 基本戦略の推進に向けて（基本的な考え方）

【基本方針】

- ~~被害を最小限にするには、特に初動対応、応急対策などの事前準備を重点的に取り組む必要があることから、下記のとおり分類して実施するものとする。~~
- ~~(1) 関係機関が一体となり、既存会議等を活用するなど重点的かつ広域的に取組を実施する項目~~
- ~~(2) 各機関が独自、あるいは各機関で情報共有や調整を図りながら、効率的・効果的に取組を実施する項目~~
- 基本戦略の目的や項目別に、A～Jの10個のプロジェクトを設置
- 実施すべき個別項目の分類については、別紙資料のとおり

~~なお、詳細な実施内容の検討段階で構成員の変更等が必要となった場合においては、基本方針並びに実施機関対応表を適宜、見直し・調整を行いながら進めるものとする。~~

	プロジェクトチーム	プロジェクト名	実施すべき個別項目			合計
			計画の影響が広範となり多 くの主体者が関係する応急 対応（各種啓開・物資輸 送・燃料調達等）に関する 項目 (タイプⅠ)	数値的な目標が明確な施設 等の耐震化等、単一的な取 組みで達成水準管理が行 える項目 (タイプⅡ)	各機関が共通で使用できる 地図、情報図の整備等の単 一的な取り組みにより進捗 が図られ、その達成水準の 管理が行えないが、取組み の好事例となっている項 目 (タイプⅢ)	
発災前	A	被害想定の見直し		1	3	4
	B	被害の最小化（ハード系）		12	23	35
	C	被害の最小化（ソフト系）	1	13	40	54
発災直後 （初動対応・ 応急対策）	D	広域防災拠点・広域防災体制等	1	5	14	20
	E	被害状況把握・復旧オペレーション計画 等	4	1	25	30
	F	救援・救護、救出活動体制の確立等	2	2	21	25
	(E)	(長期浸水処理及び災害廃棄物対策)	2		2	4
	(C)	(巨大災害を想定した訓練)		1	11	12
発災後	G	被災者の支援			17	17
発災後（復興）	H	生活再建			3	3
	I	地域づくり			2	2
	J	地域経済再生			2	2
※網掛け：重点的・広域的に進めるPT（実施項目は別紙）			10	35	163	208

参考資料とする

四国地震防災基本戦略 第3回改訂について

現行（平成29年6月1日）

【プロジェクトリーダー、サブリーダーの役割】（P41）

- ・プロジェクトリーダーは、各個別項目リーダーの調整状況等を尊重しつつ、プロジェクトとして一体的推進を図るためのとりまとめ等を実施する。
- ・サブリーダーは、プロジェクトの中でも関連の深い各個別項目を分担して担当するなど、プロジェクトリーダーを補佐する。
- ・個々の実施すべき項目については、（●、▲）印の機関が主務として対応し、プロジェクトリーダー、サブリーダーは、各プロジェクトのとりまとめ等を担当する。

【各プロジェクトチームの連携】

- ・各プロジェクトチーム間の連携を図るため、各チームの取組状況等について、チーム構成員間の情報共有を図る。

【フォローアップ体制】

- ・基本戦略の見直し、フォローアップ等については、「四国南海トラフ地震対策戦略会議」にて実施
- ・フォローアップの実施時期
基本 年1回以上実施

【公表（記者発表）】

- ・重要項目については、その都度公表（各機関において実施）
- ・その他については、全体の概要として定期的（1年程度毎）に公表（事務局において実施）

改訂案（平成30年6月20日）

戦略会議本文に整理掲載のため削除

四国地震防災基本戦略
～来たるべき巨大地震に備えて～

第3回改訂版

平成30年 6月20日
四国南海トラフ地震対策戦略会議

目 次

I～III 変更無し

IV 基本戦略の推進に向けて

1. ~~実施すべき個別項目を、着実に推進するための実施態勢~~ 3-4

基本戦略の見直し 3-4

2. 基本戦略のフォローアップ 3-4

別紙 ~~実施すべき個別項目~~ 3-5

別添 ~~基本戦略の推進に向けて（基本点な考え方）~~ 4-0

~~実施すべき個別項目（実施機関対応表）~~ 4-2

~~四国南海トラフ地震対策戦略会議 運営要領~~ 4-8

参考 基本戦略の推進に向けて（基本的な考え方）

実施すべき個別項目

四国南海トラフ地震対策戦略会議 運営要領

【経 緯】

1. 平成23年12月 2日 策定
2. 平成26年 3月28日 第1回改訂
3. 平成29年 6月 1日 第2回改訂
4. 平成30年 6月20日 第3回改訂

I 基本戦略の推進に向けて

基本戦略を着実に進めるには、四国全体の関係機関、団体、地域住民が基本戦略について共通の認識を持ち、情報共有し、各機関や地域社会が一体となって組織的に取り組むことが重要である。また、「南海トラフ地震対策特別措置法（平成 25 年 11 月）」、「国土強靱化基本法（平成 25 年 12 月）」が成立したことで、ますます防災・減災対策が加速するものと想定され、各機関は有機的な連携のもと、各種施策、取組を着実に実施することにより、四国における総合的な防災力の強化を図る。

なお、実効性のある基本戦略にするために、取組状況等のフォローアップを実施する。

1. 基本戦略の見直し等

本基本戦略は、法改正や中央防災会議等の提言等にあわせて必要な見直しを行うこととする。~~また、各プロジェクトや実施すべき個別項目の取組状況等は適宜公表等を実施する。~~

2. 基本戦略のフォローアップ

基本戦略に基づき、『連携強化のために一体的に取り組む』、『達成水準を設定して達成水準を評価する』、『他機関の好事例を参考に追随していく』ことにより着実に推進するため、下記のとおり分類する。

タイプⅠ：計画の影響が広範となり多くの主体者が関係する応急対応（各種啓開・物資輸送・燃料調達等）に関する項目

タイプⅡ：数値的な目標が明確な施設等の耐震化等、単一的な取り組みで達成水準管理が行える項目

タイプⅢ：各機関が共通で使用できる地図、情報図の整備等の単一的な取り組みにより進捗が図られ、その達成水準の管理が行えないが、取り組みの好事例となっている項目

『四国南海トラフ地震対策戦略会議』において、上記タイプⅠ～Ⅲに分類された項目に対して、アンケート調査、情報提供依頼により各機関の取り組み状況を取りまとめ、各構成員の認識・共有により、基本戦略の推進を図る。

また、会議資料は、適宜公表等を実施する。

別添参考 基本戦略の推進に向けて（基本的な考え方）

【基本方針】

~~被害を最小限にするには、特に初動対応、応急対策などの事前準備を重点的に取り組む必要があることから、下記のとおりに分類して実施するものとする。~~

- ~~（１）関係機関が一体となり、既存会議等を活用するなど重点的かつ広域的に取り組む実施する項目~~
- ~~（２）各機関が独自、あるいは各機関で情報共有や調整を図りながら、効率的・効果的に取り組む実施する項目~~

- ・基本戦略の目的や項目別に、A～Jの10個のプロジェクトを設置
- ・実施すべき個別項目の分類については、別紙資料のとおり

~~なお、詳細な実施内容の検討段階で構成員の変更等が必要となった場合においては、基本方針並びに実施機関対応表を適宜、見直し・調整を行いながら進めるものとする。~~

	プロジェクトチーム	プロジェクト名	実施すべき個別項目			
			計画の影響が広範となり多くの主体者が関係する応急対応（各種啓開・物資輸送・燃料調達等）に関する項目（タイプⅠ）	数値的な目標が明確な施設等の耐震化等、単一的な取り組みで達成水準管理が行える項目（タイプⅡ）	各機関が共通で使用できる地図、情報図の整備等の単一的な取り組みにより進捗が図られ、その達成水準の管理が行えないが、取り組みの好事例となっている項目（タイプⅢ）	合計
発災前	A	被害想定の見直し		1	3	4
	B	被害の最小化（ハード系）		12	23	35
	C	被害の最小化（ソフト系）	1	13	40	54
発災直後 （初動対応・ 応急対策）	D	広域防災拠点・広域防災体制等	1	5	14	20
	E	被害状況把握・復旧オペレーション計画等	4	1	25	30
	F	救援・救護、救出活動体制の確立等	2	2	21	25
	(E)	（長期浸水処理及び災害廃棄物対策）	2		2	4
	(C)	（巨大災害を想定した訓練）		1	11	12
発災後	G	被災者の支援			17	17
発災後（復興）	H	生活再建			3	3
	I	地域づくり			2	2
	J	地域経済再生			2	2
※網掛け：重点的・広域的に進めるPT（実施項目は別紙）			10	35	163	208

~~【プロジェクトリーダー、サブリーダーの役割】~~

- ~~・プロジェクトリーダーは、各個別項目リーダーの調整状況等を尊重しつつ、プロジェクトとして一体的推進を図るためのとりまとめ等を実施する。~~
- ~~・サブリーダーは、プロジェクトの中でも関連の深い各個別項目を分担して担当するなど、プロジェクトリーダーを補佐する。~~
- ~~・個々の実施すべき項目については、（●、▲）印の機関が主務として対応し、プロジェクトリーダー、サブリーダーは、各プロジェクトのとりまとめ等を担当する。~~

~~【各プロジェクトチームの連携】~~

- ~~・各プロジェクトチーム間の連携を図るため、各チームの取組状況等について、チーム構成員間の情報共有を図る。~~

~~【基本戦略の見直し等】~~

- ~~・基本戦略の見直し、フォローアップ等については、「四国南海トラフ地震対策戦略会議」にて実施~~
- ~~・フォローアップの実施時期~~
- ~~——基本一年1回以上実施——~~

~~【公表（記者発表）】~~

- ~~・重要項目については、その都度公表（各機関において実施）~~
- ~~・その他については、全体の概要として定期的（1年程度毎）に公表（事務局において実施）~~
- ~~・とりまとめ資料は、戦略会議にて共有し、適宜公表等を実施する。~~

目的	項目	実施すべき個別項目	分類項目			
			I	II	III	
1. 被害想定等の見直し	1. 1被害想定の見直し	A-1 中央防災会議による想定地震・津波の結果を基に、被害想定の見直し		●		
		1. 2ハザードマップ等の作成・充実	A-2 過去に発生した歴史的な地震や被災記録などの資料等を参考にハザードマップの内容充実			●
			A-3 使用目的、被害想定等の条件についても正しく理解され、より有効に活用できるハザードマップの作成			●
			A-4 住民に対してハザードマップの十分な説明			●
2. 被害の最小化	2. 1発生頻度の高い地震・津波に対する災害防御	(1) 地震対策	B-1 ダムの安全性の検証		●	
		B-2 航路標識・信号施設の耐震補強並びに停電対策		●		
		B-3 防災施設等の長時間停電等に備えるための燃料等の確保		●		
		B-4 住宅、多数の県民が利用する施設の耐震化		●		
		B-5 防災拠点となる庁舎・警察・消防等の耐震化又は建て替え		●		
		B-6 災害拠点病院等の耐震化		●		
		B-7 施設の耐震化（港湾、空港、海岸堤防、河川堤防の地震・液状化対策、橋梁の落橋防止等）		●		
		B-8 その他未対策施設の耐震化		●		
		B-9 地盤災害防止対策（液状化による地盤流出等）			●	
		B-10 土砂災害による交通網の寸断や二次被害（河道閉塞を含む）の防止対策（砂防堰堤等）			●	
		B-11 住居や重要施設、道路等に面する急傾斜地や法面の崩壊対策			●	
		B-12 航路標識・信号施設等重要な施設のシステム二重化整備		●		
		B-13 耐災害性の高い鉄道新規路線又は付け替え			●	
	(2) 津波対策	B-14 津波被災想定区域における防波堤、防潮堤の信頼性向上（構造評価・検討）			●	
	B-15 海岸防災林の防災機能の把握、効果検証			●		
	B-16 津波防波堤、高潮堤防の整備			●		
	B-17 排水機場及び水門・樋門、陸閘の自動化・遠隔操作化・高速化・耐水化並びに停電対策			●		
	B-18 住宅及び行政機関、消防、警察等の庁舎や防災拠点施設などの津波対策		●			
	B-19 市街地や港湾への木材やコンテナさらには船舶等の漂流防止対策			●		
	2. 2最大クラスの巨大地震・津波に対する減災対策	(1) 信頼性の高い緊急輸送ネットワークの確保	B-20 信頼性の高い道路ネットワークの整備（8の字ネットワーク等）		●	
			B-21 高速道路のアクセスポイント増設			●
			B-22 高速道路の四車線化			●
			B-23 四国圏外からの緊急物資輸送や応援部隊等の進出拠点として重要な港湾及び空港の確実な地震・津波対策の推進による他地域		●	
			B-24 港湾・空港・道路・鉄道ネットワークの適切な連携による四国地域内外における広域的かつ総合的な輸送ネットワークの構築			●
		(2) 構造物の信頼性向上	B-25 各種施設の耐震化・液状化対策の推進をするとともに、超過外力対策の見直しにより粘り強い構造への転換			●
		B-26 各施設の通信施設の耐震対策、予備電源の確保、伝送ルートの多重化			●	
		(3) 施設の副次的な効果も考慮した「多重防御」	B-27 複数の施設により被災規模をできる限り小さくすることを検討			●
			B-28 施設の副次的効果を考慮した多重防護機能としての整備（盛土構造の道路が、防潮堤や避難場所として活用されたこと等）			●
		(4) 災害に強い地域づくり、まちづくり	B-29 災害に強いまちづくり計画の策定推進（避難、高台移転、空き屋対策計画等）			●
			B-30 津波被災区域内の重要施設の再検証（構造・配置等）			●
			B-31 工場等の耐震化・津波対策（移転を含む）における税制面の優遇について検討			●
	B-32 災害に強いまちづくり計画の実施（施設の再配置、密集市街地のオープンスペースの確保、住宅・建築物の不燃化等）				●	
	B-33 市街地・密集地、中山間地への耐震性防火水槽の整備				●	
	B-34 四国地方のポテンシャルを活かした自然エネルギーの導入による分散型エネルギーの普及促進				●	
	B-35 鉄道インフラの強化やフェリー航路の維持充実				●	
2. 3迅速かつ確かな避難対策	(1) 防災意識改革と防災教育	意識改革、防災教育	C-1 避難における意識改革（過信せず、まず逃げること、可能な限り高く遠くへを再認識）			●
			C-2 避難意識（避難率）の向上対策			●
			C-3 防災リーダー等の人材育成			●

目的	項目		実施すべき個別項目	分類項目					
				I	II	III			
	自主防災組織の充実		C-4	気象庁が発表する各種防災情報の周知			●		
			C-5	教育関係機関と連携し、大人から子供までを含めた防災教育の充実			●		
			C-6	避難広報の手法検討及び啓発活動の推進			●		
			C-7	広報による避難所及び避難経路の周知			●		
			C-8	災害の地域特性や災害対応等の防災講座の実施			●		
			C-9	災害時要援護者などの災害弱者の避難誘導計画の策定及び見直し		●			
			C-10	災害時要援護者などの災害弱者の情報共有			●		
			C-11	地域コミュニティの重要性、自助・共助の考え方の啓発			●		
			C-12	自主防災組織の組織率向上		●			
			C-13	自主防災組織、自治体による避難訓練等、活動の充実			●		
			C-14	自治会、自主防災組織等の防災訓練等の指導・支援			●		
			C-15	過去の被災記録の後世への伝承と防災教育への活用			●		
			(2) 的確な防災情報の伝達		C-16	津波警報の改善			●
					C-17	無線による伝達事項の全国統一（津波警報サイレン音の統一化）		●	
					C-18	情報伝達施設設置場所の検討		●	
	C-19	関係機関の情報共有の強化					●		
	C-20	通信系統のリダンダンシー（緊急事態に備えた多重性）向上					●		
	C-21	通信用資機材の電源用発電機の整備					●		
	C-22	防災行政無線、衛星携帯電話等の伝達施設の整備					●		
	C-23	さらに、防災行政無線・消防救急無線のデジタル化、衛星インターネットの利活用促進					●		
	C-24	ソーシャルメディア等の民間システムを利用した地域住民への避難情報・生活情報・安否情報の構築					●		
	C-25	災害時に有効な無線LANシステムの確保（学校、公民館等）					●		
	C-26	海底地震計、ケーブル式沖合水圧計、GPS波浪計等の充実・機能維持及び観測体制の充実・強化					●		
	C-27	気象観測機能の維持強化（衛星通信回線、バッテリーの増強、収納施設の耐水性、電波式検潮儀、巨大津波観測計等）					●		
	C-28	強制的な避難伝達指示の確立（避難携帯メール、緊急地震速報・沖合GPS地震観測データの防災無線化・強制メール化）					●		
	C-29	避難所標識、避難誘導標識、津波高さ表示板の設置及び改修計画		●					
	C-30	通行者に津波被災区域等の情報を道路に明示（住民の津波への知識や避難行動に対する情報提供）		●					
	C-31	住民以外の海水浴客、観光客等への確実な情報提供、避難誘導方法の確立		●					
	C-32	公共交通機関の利用者の避難誘導方法、体制確保等の確立		●					
	C-33	海事関係者への船舶避難に対する情報提供			●				
	C-34	聴覚障害者などの災害弱者が避難するための情報提供		●					
	C-35	津波警報及び緊急地震速報の更なる向上			●				
	C-36	気象観測施設・設備等の耐震化			●				
	C-37	CCTV（映像監視システム）、津波監視カメラ、沖合GPS津波計等の津波観測施設の充実（津波監視システムの強化）			●				
	C-38	情報共有化のための情報プラットフォーム（GISの組み込み）の構築	●						
	(3) 確実な避難を達成するための総合対策	総合対策	C-39	避難場所・避難路の確保、事前情報としての適切なシミュレーションによるハザードマップや被害想定を表示とその前提条件や注意事項の将来への確実な伝承、津波警報のリアルタイム情報、防災無線やサイレンなどの情報提供施設等、ソフト・ハード・ベストミックスの総合対策			●		
			C-40	津波災害時におけるライフジャケット等の活用			●		
			C-41	避難者の集中による渋滞緩和対策			●		
C-42			災害時要援護者などの災害弱者の確実な避難のための取り組み		●				
C-43			水門・陸門閉鎖や避難誘導にあたる消防団員や警察官、地域の防災リーダーなどの危険回避対策（行動マニュアル・緊急避難スロープ等）		●				

目的	項目		実施すべき個別項目	分類項目				
				I	II	III		
		災害に強い避難施設整備	C-44	エレベーター内からの緊急避難及び救出など、閉じ込め時の対策として、P波感知型地震時管制運転装置の設置の普及促進と救出体制の検討等			●	
			C-45	既設避難施設の再検証		●		
			C-46	安全な避難場所・避難ルートへの見直し		●		
			C-47	避難所の施設管理の多元化			●	
			C-48	避難施設になり得る施設の再確認			●	
			C-49	道路等を避難場所として有効活用（避難路・階段等の整備）			●	
			C-50	公共施設や民間施設への津波避難ビルの指定			●	
			C-51	避難計画に基づく避難路、避難所等の整備			●	
			C-52	高台における避難場所の確保及びそこに至る避難路の整備			●	
			C-53	津波避難タワー等の整備			●	
	(4) 学校及び地域コミュニティの危機管理対応力の向上	C-54	学校及び地域コミュニティの危機管理対応力の向上			●		
3. 迅速な応急対策及び早期復旧の実施体制の構築	3. 1 広域防災体制の確立	広域防災拠点等の整備	D-1	津波被災想定区域の防災拠点の見直し		●		
			D-2	県外応援部隊が災害時に活動できる活動拠点（総合運動公園、体育館等の施設）の確保		●		
			D-3	停電対策		●		
			D-4	広域的な防災連携を可能とする防災拠点整備（庁舎、防災公園、道の駅、防災ステーション、ヘリポート、船舶等）			●	
			D-5	必要な機能（ヘリポート、避難所機能、トイレ、食料等）を確保した防災拠点整備			●	
			D-6	庁舎等の防災拠点における再生可能エネルギーによる自立電源の整備			●	
			事業継続計画（BCP）／地域継続計画（DCP）の策定	D-7	各機関における事業継続計画（BCP）の見直し（各機関）		●	
				D-8	広域的な事業継続計画（BCP）の策定			●
			D-9	企業、行政、大学等の研究機関、地域住民との連携を考えた事業継続計画（BCP）／地域継続計画（DCP）の策定			●	
			災害リスクに対応した行政情報システム等の構築	D-10	重要な行政情報確保のための自治体クラウドの導入			●
		D-11		医療機関における医療データのクラウド化			●	
		D-12		一般企業の情報データのクラウド化			●	
		関係機関等の支援体制並びに受け入れ体制の確保	D-13	災害状況に応じた適正な体制の早期構築（各機関）		●		
			D-14	関係機関等の支援体制構築及び連携強化			●	
			D-15	広域的な受援体制の確立			●	
			D-16	長期派遣を前提とした、受け入れ体制の構築			●	
			D-17	ボランティアに関する方針・体制等の事前構築			●	
			D-18	相互協力関係を踏まえたTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）、リエゾン（情報伝達員）派遣など支援体制の強化			●	
			D-19	迅速な啓開に向けた体制の構築	●			
			D-20	廃棄物処理業者及び建設業者等との災害協定締結の推進等、連携の強化			●	
	3. 2 初動対応、被害状況の把握等も含めたオペレーション計画の事前準備	被災状況の把握体制の確立	E-1	被災状況の早期把握と情報共有・情報提供			●	
			E-2	被災地における迅速な情報共有可能な防災関係機関相互間の通信手段の構築			●	
			E-3	被災状況を共有する仕組みの構築			●	
			E-4	防災関係機関が使用する共通した地図、情報図等の作成			●	
			E-5	防災ヘリ、衛星データ、LP（レーザープロファイラー測量）データを利用した被災状況把握			●	
			E-6	電子基準点、空中写真、津波・土砂災害等の被害状況、標高データなどの情報をHPで公表			●	
			E-7	ヘリコプターから映像の伝送を行うヘリテレシステムの導入			●	
			E-8	被災港湾の復興へ向けた緊急水路測量の実施			●	
			E-9	公共施設管理者において、各々の管理区間を越えて緊急的な巡回等ができる柔軟な体制を構築			●	
			E-10	道路施設、河川施設、学校等の公共施設を利用した対空表示箇所の充実			●	

目的	項目	実施すべき個別項目	分類項目					
			I	II	III			
	初動対応等におけるオペレーション計画	E-11	国有財産の被害について迅速に把握するとともに必要な応急復旧			●		
		E-12	通信系統のリダンダンシー（緊急事態に備えた多重性）向上			●		
		E-13	地すべり等の土砂災害（河道閉塞による二次災害を含む）に対する迅速な調査、対策の立案、実施のための体制整備			●		
		E-14	各県、各機関共通の四国全域のグリッドマップの作成（広域防災拠点、指定避難場所・被災地内拠点病院等を記載、北緯東経、携帯化A4版程度）			●		
		E-15	情報共有化のための情報プラットフォーム（GISの組み込み）の構築			●		
		E-16	通信衛星を利用するヘリサットシステムの導入			●		
		E-17	津波被災想定区域等を考慮した緊急輸送ルートの設定			●		
		E-18	緊急輸送ルートの啓開・復旧オペレーション計画（活動計画）の策定	●				
		E-19	港湾・空港の応急復旧を早期に実現可能な体制を事前に確立	●				
		E-20	港湾機能を失わないための対策検討（航路障害物の流失防止・回収）	●				
		E-21	海上緊急輸送路の確保（被災した航路標識・信号施設の早期応急復旧、港湾等の被害・航路啓開状況等の情報の提供）	●				
		E-22	信号機への電源供給整備（自動起動型信号機電源付加装置、静止型信号機付加装置等の整備）			●		
		E-23	緊急交通路確保を効果的に行う装備の整備（可変型信号機電源付加装置、簡易型規制標識の整備）			●		
		E-24	航路標識、信号施設の被災による船舶の交通阻害対策（被災時の応急復旧訓練の実施）			●		
		E-25	係留・停泊する船舶の津波被災及びそれに起因する二次災害の減災対策			●		
		E-26	被災時における応急復旧のための資機材の充実及び備蓄		●			
		E-27	災害対策用機械・船艇・航空機の充実			●		
		E-28	資材倉庫等の配置計画見直し			●		
		E-29	臨海部におけるコンビナート等の火災対策、延焼拡大防止対策及び関係機関が連携した消火活動の体制構築			●		
		E-30	円滑に復旧可能な施設の見直し並びに復旧体制の確立			●		
		3. 3 救援・救護、救出活動を支える施設・体制整備、必要な物資の確保	救援・救護、救出活動を支える施設・体制整備	F-1	医療機関、保健福祉機関等の被災状況の情報収集方法の確立			●
				F-2	救援・救護、救出活動を支援する詳細な気象等の情報提供			●
				F-3	被災状況に応じた救援・救護体制の確保			●
				F-4	広域医療体制（搬送拠点等）の再検討			●
				F-5	DMA Tの投入体制（ルート等）の再検討			●
				F-6	医療支援の一体的実施が可能な広域的な体制の確保			●
				F-7	防災関係機関相互間の通信手段の構築			●
				F-8	援助を求めている方と自治体等との情報共有及び情報伝達体制の確保			●
				F-9	長期被災想定区域における孤立化を前提とした救出計画の策定			●
	F-10			海上保安庁、自衛隊、消防、警察、医療機関など関係機関の連携体制の強化や任務分担の明確化による円滑な救援・救護、救出活動			●	
必要な物資の確保				F-11	隊員等（安全確保）の初動震災計画の見直し（緊急待避場所の検討・確保、緊急連絡体制（待避指示等）の整備）			●
		F-12	確実な安否情報の提供			●		
		F-13	長期派遣を前提とした、受け入れ体制の構築			●		
		F-14	災害用装備資機材（救助用ポート、ファイバースコープ、重機等）の確保			●		
		F-15	検視、遺体安置場所の確保対策、検視資材（遺体収納袋、毛布、ゴム手袋等）の備蓄			●		
		F-16	避難所になる施設への対空表示			●		
		F-17	ヘリポートの整備			●		
		F-18	離島・中山間地域へのヘリポート整備			●		
		F-19	消防艇の整備			●		
		F-20	緊急物資や必要な資機材の調達計画		●			
		F-21	被災状況に応じた輸送戦略の策定、体制の強化	●				

目的	項目		実施すべき個別項目		分類項目		
					I	II	III
3. 4 長期浸水を想定した処理計画の作成	排水対策	F-22	緊急物資の早急な確保			●	
		F-23	燃料（ガソリン等）の確保（備蓄、燃料販売店等との協定、輸送手段の確保も含めた供給体制等）	●			
		F-24	ロジスティクスネットワーク（企業戦略に基づく物流管理の視点から構築された物流体系）の構築（物資集積・搬送拠点の整備、民間物流施設との協定等、物流専門家の派遣）			●	
		F-25	物資搬入港の整備		●		
	3. 5 多量の災害廃棄物の発生を想定した広域連携体制の整備	災害廃棄物対策	(E)-3	災害廃棄物処理に向けた広域連携体制の確立	●		
			(E)-4	利用可能な国有財産（未利用地）のリストアップと地方公共団体への情報提供、及び連携体制の構築			●
	3. 6 巨大災害を想定した訓練の実施		(C)-1	広域的かつ、より実践的な防災訓練の充実			●
			(C)-2	大規模災害を踏まえた防災訓練の実施（繰り返し）			●
			(C)-3	広域的な情報伝達訓練の実施			●
			(C)-4	住民全員が参加する防災訓練の実施			●
			(C)-5	緊急地震速報対応訓練の実施の促進			●
			(C)-6	自主防災組織と協働した防災訓練の実施			●
			(C)-7	緊急消防救助隊の受援訓練の実施			●
			(C)-8	災害用伝言サービスを使った訓練の実施			●
			(C)-9	救助用ボートを利用した救出・救助訓練の実施			●
			(C)-10	公共交通機関等、事業者と連携した訓練の実施			●
			(C)-11	臨海部にける大規模火災を想定した消火訓練及び石油基地からの油流出の対応訓練			●
	3. 7 被災者の支援対策	避難所等の環境整備	G-1	避難施設的环境整備（備蓄強化、居住性の確保等）			●
			G-2	避難所におけるライフラインの確保			●
			G-3	臨時無料公衆電話の設置、携帯電話の充電器貸与			●
			G-4	避難所におけるトイレや風呂等の衛生対策やプライバシーの確保対策			●
			G-5	緊急物資の早急な確保			●
			G-6	被災者の生活に資する気象等の情報提供			●
			G-7	災害時要援護者対策として福祉避難所の事前指定推進及び指定場所の見直し		●	
			G-8	健康管理・メンタルヘルスに係る相談窓口の設置			●
G-9			生活支援策等に対する想定される問題の早急な対応方策の検討			●	
G-10			被災者支援システムの構築及び運営体制の確立			●	
4. 地域全体の復興を円滑に進めるために	仮設住宅の早期確保	G-11	仮設住宅等に利用可能な国有財産（未利用地）のリストアップと地方公共団体への情報提供、及び連携体制の構築			●	
		G-12	被災者に提供可能な公務員宿舎等のリストアップ、地方公共団体への制度説明、及び連携体制の構築			●	
		G-13	被災者の受け入れ可能な施設・住居の事前登録			●	
		G-14	応急仮設住宅の建設に関する役割分担及び必要な留意点等を取りまとめ、情報共有			●	
		G-15	仮設住宅資材としての国有林材の供給			●	
	社会秩序の維持	G-16	被災地における社会秩序維持のための応援体制の検討			●	
		G-17	交通秩序維持施設の整備			●	
	飼養動物対策	G-18	被災した飼養動物の保護・管理手法等に係る情報の共有・発信等			●	
4. 1 被災者の生活再建対策		H-1	金融機関の被災状況、稼働状況等の迅速な把握と的確な広報への体制構築			●	
		H-2	災害時の金融上の措置について、平時から制度の周知、金融機関、マスコミ、地方公共団体、経済団体等との連携			●	
		H-3	発災後にすみやかに金融相談窓口を設置できる連携体制の構築			●	
4. 2 復興に向けた地域づくり		I-1	円滑な復興のための体制整備（行政、地域住民等）			●	
		I-2	効率的な発注方式や、PPP等の民間活力を利用した社会資本整備手法制度の充実			●	

-【別添】-【参考】実施すべき個別項目

目的	項目	実施すべき個別項目	分類項目				
			I	II	III		
	4. 3 地域経済の再生支援	企業事業継続計画	J-1	企業事業継続計画（BCP）の策定及び見直し			●
		風評被害等による観光客減少対策	J-2	風評被害に対する対応策を事前に検討			●

四国南海トラフ地震対策戦略会議 運営要領

(目的)

第1条 四国地域では従来より、東南海・南海地震を想定した対策について関係機関が連携・協力して推進してきたところであるが、東日本大震災による甚大な被害とその教訓を踏まえて、四国地域の関係機関が共同で「四国地震防災基本戦略」を平成23年12月2日に策定し、政府においては、想定されうる最大規模の地震として南海トラフを震源とするマグニチュード9クラスの巨大地震の発生とそれによる被害想定を公表するとともに、四国4県でも独自に被害想定を検討・公表しており、関係機関がこれらに基づき対策を強化・推進しているところである。

一方、法的にも「南海トラフ地震対策特別措置法」が平成25年12月27日施行されたところであり、対策を強力に推進することが求められている。

以上の状況を踏まえ、南海トラフ地震への備えを関係機関の連携・協力により強力かつ着実に推進していくため、これまでの「四国東南海・南海地震対策連絡調整会議」及び「四国東南海・南海地震対策戦略会議」を改組し、四国南海トラフ地震対策戦略会議（以下、「本会議」という）を設置するものである。

(審議内容等)

第2条 本会議で審議する内容は以下の通りとする

- (1) 四国地震防災基本戦略の推進に関すること。
- (2) 四国地震防災基本戦略の見直しに関すること。
- (3) 南海トラフ地震への対策に係る情報の共有及び施策の連携・調整に関すること。

(組織)

第3条 本会議は、別表に掲げる者を構成員として組織する。

(座長)

第4条 本会議に座長及び座長代理を置く。

- 2 座長は、構成員の互選により選出する。
- 3 座長は、本会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、座長が構成員の中からその都度指名する座長代理がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本会議は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 本会議には、構成員が指名した者を代理として会議に出席させることができ、この場合、構成員が出席したものとみなす。
- 3 本会議には、必要に応じ構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 本会議については、公開とする。

- 2 本会議に提出された資料及び議事概要については、公開とする。

(幹事会)

第7条 本会議に、実務的な検討を行うための幹事会を設ける。

- 2 幹事会には、必要に応じ幹事会構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第8条 本会議に、課題に応じて検討を行う専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、本会議の構成員の指名する者によって構成する。

(事務局)

第9条 本会議の事務局は四国地方整備局において処理するものとする。

(その他)

第10条 四国東南海・南海地震対策連絡調整会議（平成17年6月9日設立）及び四国東南海・南海地震対策戦略会議（平成23年6月9日設立）は廃止する。

附則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成26年3月18日から運用する。

平成26年12月 1日 一部改正

平成27年 4月 1日 一部改正

平成30年 6月20日 一部改正

別表（第3条関係）

内閣府防災担当 参事官（地方・訓練担当）

警察庁 四国管区警察局長

総務省 四国総合通信局長

財務省 四国財務局長

財務省 国税庁高松国税局長

厚生労働省 四国厚生支局長

農林水産省 中国四国農政局長

農林水産省 林野庁四国森林管理局長

経済産業省 四国経済産業局長

経済産業省 中国四国産業保安監督部四国支部長

国土交通省 四国地方整備局長

国土交通省 四国運輸局長

国土交通省 大阪航空局長

国土交通省 国土地理院四国地方測量部長

国土交通省 気象庁高松地方気象台長

国土交通省 海上保安庁第五管区海上保安本部長

国土交通省 海上保安庁第六管区海上保安本部長

環境省 中国四国地方環境事務所長

防衛省 中国四国防衛局長

防衛省 陸上自衛隊第14旅団長

防衛省 海上自衛隊呉地方総監部幕僚長

徳島県 危機管理部長

香川県 危機管理総局長

愛媛県 防災安全統括部長

高知県 危機管理部長

徳島県 警察本部長

香川県 警察本部長

愛媛県 警察本部長

高知県 警察本部長

四国市長会長

四国経済連合会 専務理事

四国商工会議所連合会 常任幹事

四国旅客鉄道株式会社 相談役

~~徳島大学 名誉教授 村上 仁士~~

徳島大学 環境防災研究センター センター長 中野 晋

香川大学 副学長（産官学連携・特命担当） 白木 渡

香川大学 創造工学部 教授 井面 仁志

~~愛媛大学 名誉教授 柏谷 増男~~

愛媛大学 防災情報研究センター 副センター長 二神 透

高知大学 防災推進センター 副センター長 原 忠

香川大学 名誉教授 井原 健雄

全国消防長会 四国支部長

日本銀行 高松支店 支店長

西日本高速道路（株） 四国支社長

四国電力（株） 総務部 渉外・危機管理グループリーダー

四国旅客鉄道（株） 鉄道事業本部安全推進室長

日本貨物鉄道（株） 四国支店 支店長

西日本電信電話（株） 四国事業本部 設備部長

（株）NTTドコモ四国支社長

（独）水資源機構吉野川本部長

四国ガス（株） 供給部長

本州四国連絡高速道路（株） 鳴門管理センター 所長